年 月 日

千葉県労働委員会

会長様

通知者 所在地 名 称 代表者 (役職・氏名) 電 話

争議行為の予告通知について

△△△△労働組合と▲▲▲▲会社との間に発生した労働争議について、労働 関係調整法第37条の規定により、下記のとおり争議行為の予告通知をします。

記

- 1 目 的
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 概 要

争議行為予告通知書記載要領

予告通知書の作成に当たっては、この記載要領に従い正確に記載してください。 なお、予告通知書の記載事項を欠いたり、事実と相違したりしますと、労働関係 調整法第37条の規定による争議行為予告通知書と認められない場合もあります ので、十分に注意してください。

[記載要領]

『年 月 日』 予告通知する日を記入してください。

『通 知 者』 組合が予告通知する場合は、その主たる事務所の所在地、名称 及び代表者名を記入してください。

> 使用者が予告通知する場合は、本社あるいは主たる事務所の所 在地、社名及び代表者名を記入してください。

- 『目 的』 労使間で主張が不一致となっている事項で、当該争議行為を 背景として解決しようとする事項を記入してください。
- 『日 時』 争議行為を開始する日時及び終了する日時をできるだけ具体 的に記入してください。

なお、労働委員会で予告通知書を受理した日と、争議行為を 開始する日との間に、満10日間以上が必要ですので、注意して ください。

- 『場 所』 争議行為が行われる事業場の名称、所在地等をできるだけ具 体的に記入してください。
- 『概 要』 争議行為の種類(同盟罷業、怠業、作業所閉鎖など)及びその規模を記入してください。

[その他]

予告通知に当たっての問合せ先は、千葉県労働委員会事務局審査調整課です。 (電話番号043-223-3735)